

総務省

9

月号
2021
September
Vol.249

M I C M O N T H L Y M A G A Z I N E

特集

デジタルで支える 暮らしと経済

— 令和3年版情報通信白書の概要 —

地方のかがやき
滋賀県
大津市





マチイロ

広報誌を
スマホなどで
閲覧できます



発行：総務省
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
(中央合同庁舎 2 号館)
電話：03-5253-5111(代表)

C O N T E N T S

特集

デジタルで支える暮らしと経済

—令和3年版情報通信白書の概要—

4

MIC NEWS 01

18 生活時間から、未来を描く
令和3年 社会生活基本調査

18

MIC NEWS 02

20 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律が令和3年9月18日に施行されます

20

MIC NEWS 03

21 敬老の日に「火の用心」の贈り物
住宅防火・防災キャンペーン実施中!
キャンペーン期間：9月1日(水)～9月21日(火)

21

MIC NEWS 04

22 令和3年9月28日開講!
「社会人のためのデータサイエンス演習」受講者募集中

22

MIC リポート

23 「電話リレーサービス開始セレモニー」について

23

地方のかがやき

14

[滋賀県] 大津市

表紙のキャラクター

おおつ光ルくん

一見ホンワカしているけれど、スポーツも得意な男の子。平成21年に大津市観光キャラクターに任命され、大津市のPRを頑張っています!



睡眠時間が長い都道府県は



写真：バレイスイメージズ1(モデル)、den-sen、ワタコ/PIXTA

睡眠時間の全国平均は 7時間40分

1日当たりの睡眠時間 (時間・分)	
1位	秋田県 8.02
2位	青森県 7.59
3位	山形県 7.56
4位	岩手県 7.54
5位	島根県 7.53
	宮崎県

※10歳以上、土日を含む週全体の平均
出典：総務省統計局「平成28年社会生活基本調査」より

平均睡眠時間が最も長いのが秋田県、青森県、山形県、岩手県と東北地方の県が並びます。47位の埼玉県が7時間31分なので、秋田県と比べると約30分の差があります。
最適な睡眠時間は6～8時間が目安といわれていて、短すぎても長すぎても健康へのリスクが高まるそうです。また、平日の睡眠不足を週末の寝だめで解消しようとしても、睡眠改善にはなりません。明日の活力のために、規則正しく、そして質の高い睡眠を心がけましょう。

令和3年版情報通信白書のポイント

今回の情報通信白書では、「デジタルで支える暮らしと経済」を特集として取り上げ、我が国のこれまでのデジタル化への取組について振り返るとともに、国民生活、企業活動、公的分野におけるデジタル活用現状と課題や、コロナ禍で加速したデジタル化による変化について検証しています。

その上で、感染症や自然災害に対応できるレジリエンスを確保した社会の実現のために、国民利用者のデジタル活用能力の向上と、民間企業・公的分野におけるデジタル化を戦略的・一体的に進めることが必要であり、その際、デジタル社会の共通基盤を構築することが重要であると分析しています。



デジタルで支える暮らしと経済

—令和3年版情報通信白書の概要—

総務省は、本年7月、令和3年版情報通信白書を公表しました。情報通信白書は昭和48年に前身の通信白書を刊行して以来、今回で49回目の刊行です。毎年ICT分野の基本データおよび政策動向を掲載するとともに、特集テーマを定め、関連するトピックを取り上げています。



スマートフォン・タブレット用アプリと電子書籍を無料で提供しています

情報通信白書アプリ



情報通信白書電子書籍ダウンロードページ

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/e-book/index.html>

※アプリや電子書籍のダウンロードにかかるデータ通信料はご利用者の負担となります。

■ 序章 ■ 我が国におけるデジタル化の歩み

2000年頃以降の我が国のデジタル化政策の歴史、社会におけるデジタル化の進展状況や国際指標での位置付けを概観するとともに、我が国のデジタル化が後れた原因を考察しています。

■ 第1章 ■ デジタル化の現状と課題

- 国民生活におけるデジタル活用の現状や課題（パーソナルデータの活用やデジタル活用支援等）を整理しています。
- 企業活動におけるデジタル・トランスフォーメーションの現状や課題（デジタル・トランスフォーメーションの新たな価値の創出への活用等）を整理しています。
- 我が国における電子政府・電子自治体推進の経緯等を整理するとともに、海外における先進的な取組事例を踏まえ、今後のデジタル・ガバメントの構築に向けて必要な取組を考察しています。

■ 第2章 ■ コロナ禍で加速するデジタル化

- 新型コロナウイルス感染症が我が国の社会経済に与えた影響を整理するとともに、デジタル活用の拡大による消費行動への影響を考察しています。
- 公的分野（行政、教育、医療）におけるコロナ禍でのデジタル活用の実態を整理しています。
- コロナ禍における企業活動の変化（サプライチェーンの分断、オンライン消費の拡大、テレワーク等）について整理しています。
- コロナ禍におけるデジタル活用で浮上した課題（セキュリティリスクへの対応、リテラシー向上、デジタルデータの取扱い、通信インフラの増強等）を整理しています。

■ 第3章 ■ 「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に向けて

我が国が抱える社会課題を整理し、コロナ後に求められる社会像について展望するとともに、コロナ後の我が国において、デジタル化による社会課題の克服と経済再生に向けて必要となる取組を考察しています。

序章 我が国におけるデジタル化の歩み

我が国では、2000年のIT基本法の制定以降、2001年の「e-Japan戦略」を始めとした様々な国家戦略を掲げ、デジタル化を推進してきました。その結果、光ファイバ等のブロードバンドや移动通信システム等、ICTインフラの整備は大きく進展しました。

一方で我が国では、ICTインフラを利用した、国民生活におけるICTの利用は一定程度進んでいるものの、企業活動や公的分野におけるICTやデータの利活用は十分に進んでいない状況です。

IMDによるデジタル競争力ランキングでは、我が国は近年「デジタル/技術スキル」(2020年・63か国中62位)、「ビッグデータの分析と活用」(同63位)等への評価が低く、総合順位(同27位)も低くなっています。国連による電子政府ランキングでは、近年「人的資本指標」(約190か国中35位前後)への評価が低く、総合順位は同10位前後となっています。

また、我が国のICT産業も、近年、一部を除く多くの分野で世界におけるシェアが低下しています。

第1章 デジタル化の現状と課題

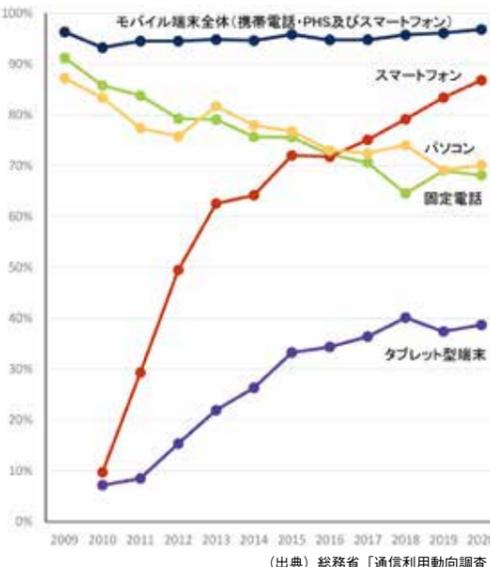
国民生活におけるデジタル活用の現状と課題

我が国の国民生活においては、スマートフォンが急速に普及し、8割以上の世帯で保有しています。これに伴い、スマートフォンによるインターネット利用も拡大しています。総務省の調査では、普段利用しているインターネットサービスは、多いものから①インターネットサービスは、多いものから①インターネットショッピング、②支払い・決済、③地図・ナビゲーション、④情報検索・ニュース、⑤動画配信となっています。特に①②は20代から60代以上まで広く利用されています。

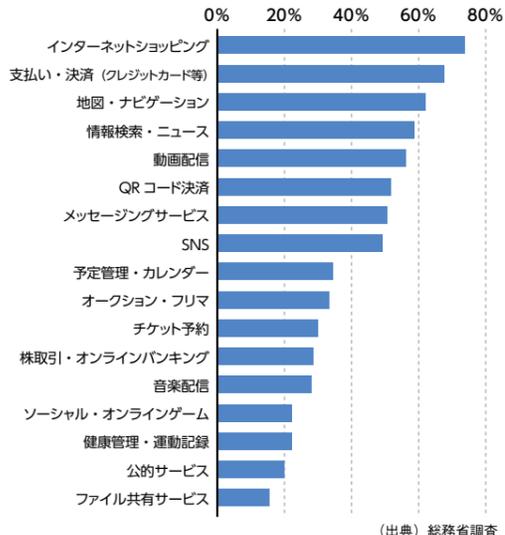
一方で同調査では、国民が我が国のデジタル化の課題として考えるものは、多いものから①情報セキュリティやプライバシー漏えいへの不安、②リテラシー不足となっております。内閣府の調査では、スマートフォンやタブレットの利用率は特に70代以上で低く、その理由は、多いものから①必要性を感じない、②どのように使えばよいかわからないとなっています。これらの課題に対して、デジタル利用を経験してその価値を実感できるように「デジタル活用支援」等の取組が求められます。

特集 デジタルで支える暮らしと経済 | 令和3年版情報通信白書の概要 |

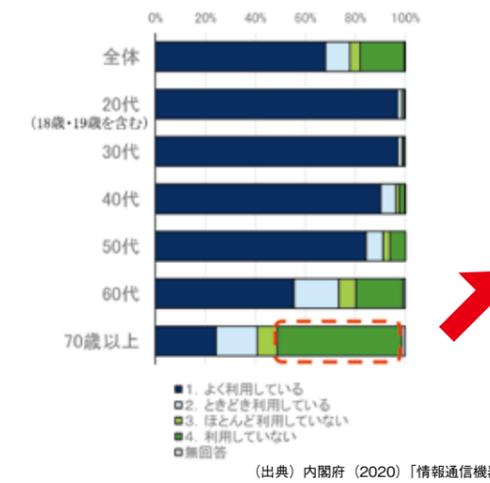
1. 情報通信機器の世帯保有率



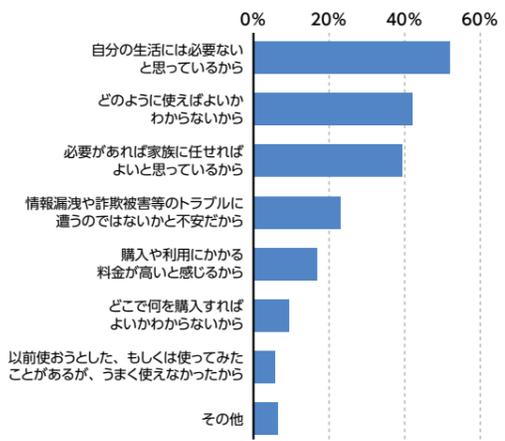
2. 普段利用しているインターネットサービス



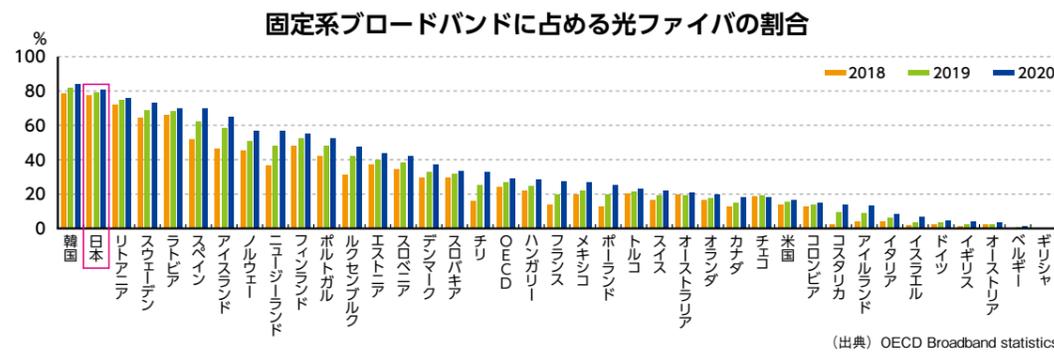
3. スマートフォンやタブレットの利用状況



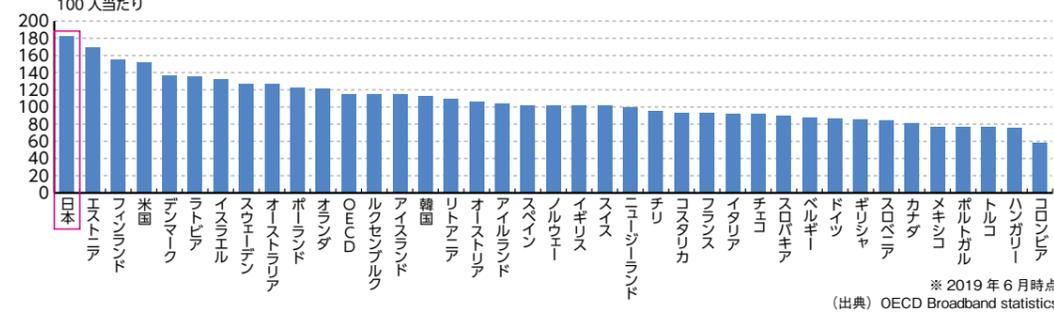
4. スマートフォンやタブレットを利用しない理由(70歳以上)



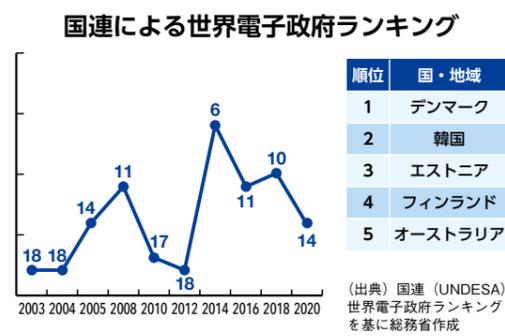
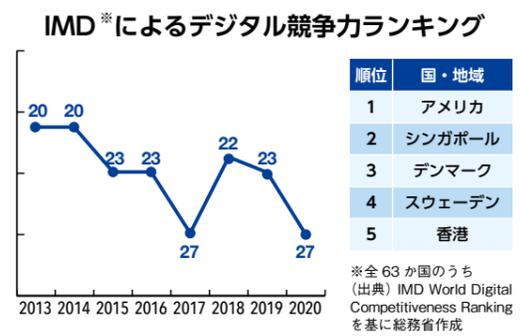
1. 世界各国のブロードバンド整備状況



モバイルブロードバンド普及率



2. 国際指標における我が国の順位



企業活動におけるデジタル・トランスフォーメーションの現状と課題

我が国の企業活動においては、生産年齢人口の減少が進む中、ICTが一人当たりGDPや労働生産性に寄与してきました。しかし、ICT投資額が少なく、また、業務効率化のためのICT投資が中心であり、その効果は十分でない状況でした。

コロナ禍で、世界規模でデジタル化が加速しています。その中で我が国企業は、デジタル技術を用いた新たな製品・サービス、ビジネスモデルの開発や組織、文化、働き方の変革に活用し、新たな付加価値を創出していく「デジタル・トランスフォーメーション」(DX)に取り組むことが求められます。

DXに取り組む際に、我が国は特にICT人材の不足が課題となっています。ICT人材がICT企業に偏在し、また、ICT人材の総数も不足しており、ICT人材の確保、育成といった取組が求められます。

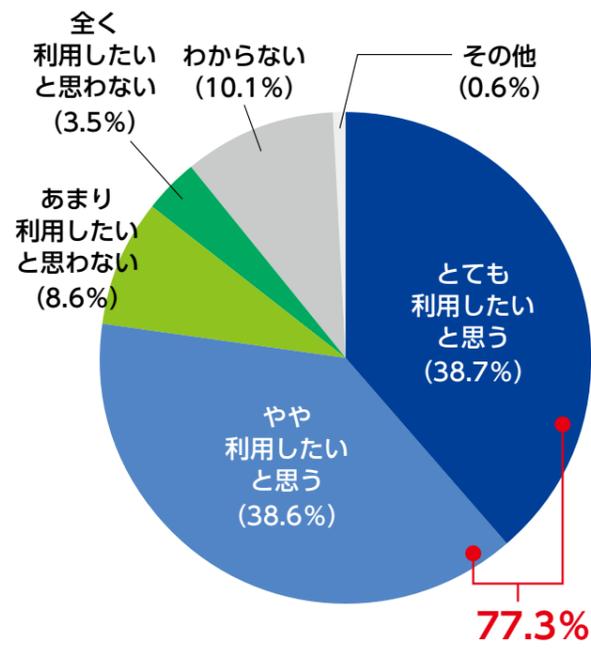
公的分野におけるデジタル化の現状と課題

我が国の行政分野においては、住民のオンラインによる行政手続きの利用意向が高くなっています。しかし、「電子申請できる行政手続きが限られている」、「電子申請できることを知らない」、「電子申請の使い方が複雑」等の理由から利用が少ない状況です。

デンマーク、英国、米国、韓国等では、デジタル・ガバメントに関する先進的な取組が行われています。例えば、ユーザー中心のサービスデザインによるポータルサイトの運用や、オンラインでのワンストップサービスの実施、アジャイル開発等の新しい開発手法の実施、行政情報システムの標準化・共通化(クラウド化等)、ワンストップ(一度提出した情報は二度提出することを不要とすること)を実現するためのベース・レジストリの構築(人、法人、土地、資格等の社会の基本データ等の整備)等が行われています。

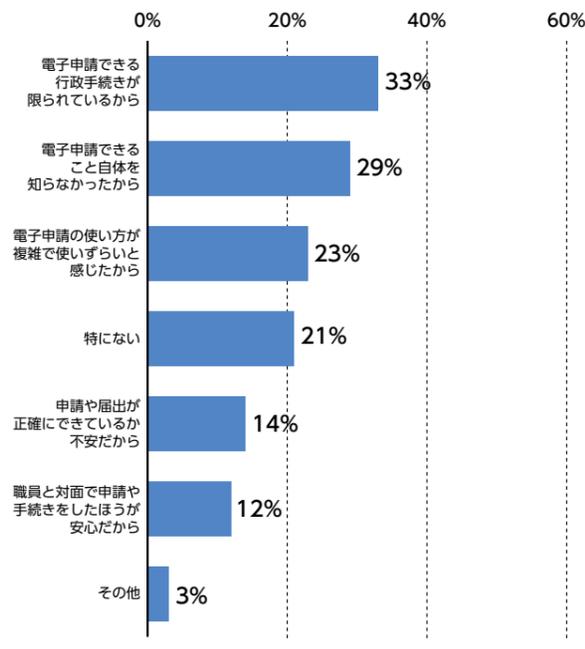
我が国でも、住民サービスの向上と行政内部の効率化の双方の観点から、このような取組を進めることが重要となっています。

1. オンライン行政手続きの利用意向



(出典) トラストバンク「行政手続きのデジタル化に関するアンケート」(実施期間:2020年7月31日~8月7日)

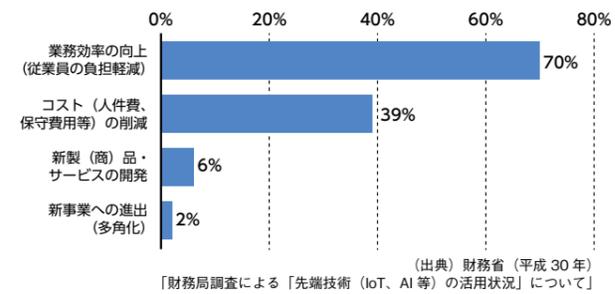
2. 電子申請サービスを利用しなかった理由



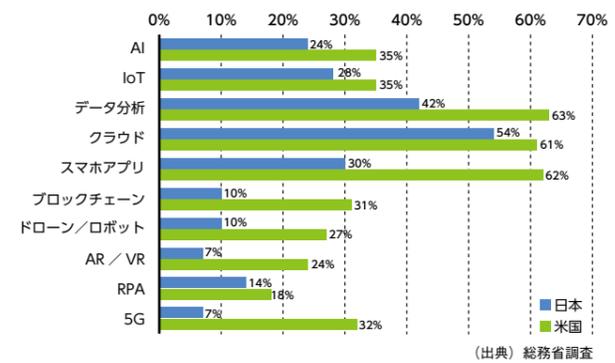
3. 海外のデジタル・ガバメントの取組例

- | | |
|---|---|
| <h4>1. ユーザー志向の行政サービス</h4> <ul style="list-style-type: none"> ユーザー中心のサービスデザインを徹底したワンストップサービスの実現(デンマーク) 市民からのフィードバックによるサービス改善(英国) | <h4>3. 行政情報システムの標準化・共通化</h4> <ul style="list-style-type: none"> 政府共通フレームワーク活用の義務化(韓国) クラウド・ファーストの推進(米国) |
| <h4>2. サービス開発の手法</h4> <ul style="list-style-type: none"> デザイン思考の導入(デンマーク) アジャイル開発の原則化(英国) | <h4>4. ベース・レジストリの構築</h4> <ul style="list-style-type: none"> 最重要政策の一つに位置付け(EU) ベース・レジストリを整備(デンマーク、英国、韓国) |

1. 先端技術の活用目的



2. デジタル技術の導入状況



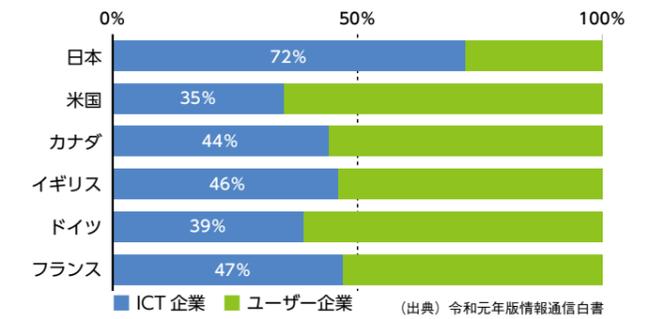
3. DXの実施による売上高押し上げ効果

DXに取り組む日本企業が、米国企業並みに増加した場合の変化を推計

製造業 +5.7% (約23兆円) 非製造業 +4.2% (約45兆円)

※企業アンケートの結果に基づく推計。アンケートにおけるDX取組状況は、【製造業】日本:13.3%、米国:63.6%、【非製造業】日本:13.4%、米国:55.9% (出典) 総務省調査

4. 主要国のICT人材比較

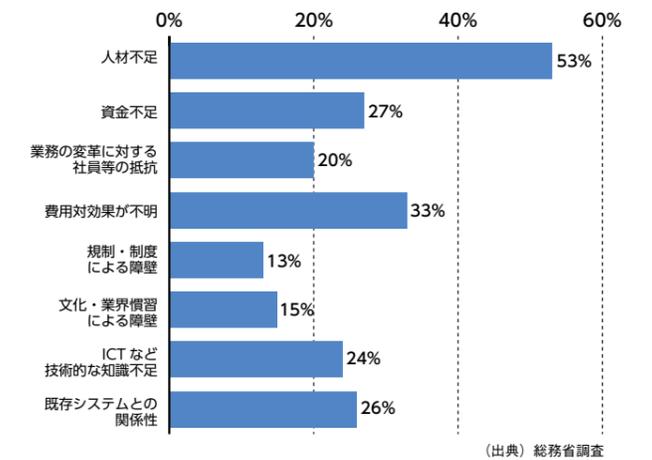


5. ICT人材の不足

2018年に約22万人不足しており、2030年には約45万人不足する見込み(中位シナリオ)

(出典) 経済産業省(2019)「IT人材需給に関する調査」

6. DXを進める上での課題(日本企業)



(出典) 総務省調査

コロナ禍で拡大した
デジタル活用

コロナ禍で、我が国の国民生活においては、①インターネットショッピング、②動画配信などの「巣ごもり消費」、デジタル活用が急速に増加しています。②については、オンラインによる番組やイベント(ライブ、コンサート等)の視聴が増え、ネットフリックス等の有料動画配信サービスへの加入者が増加しています。

これに加え、テレワーク等が増えたことから、我が国の2020年のインターネットトラフィックは、固定ブロードバンドで前年比5割以上増加するなど爆発的に増加しました。

コロナ禍で、消費行動は全体で縮小する一方、オンラインでは拡大しています。この変化は我が国経済に影響を及ぼし、業種等によって業績が二極化する「K字型」の経済回復となっています。小売や通信は、インターネットショッピングや企業のデジタル化対応がプラスの影響を与えたと考えられ、業績が全体では回復傾向にあるのに対し、宿泊・飲食や対個人サービスといった対面型の業種は全体では低調となっています。

コロナ禍における
公的分野のデジタル活用

コロナ禍で、我が国の行政分野においては、デジタル技術を活用した、市民への迅速な経済的支援や、感染状況や感染リスクの把握といった取組を行ったものの、その過程で様々な課題が顕在化しました。

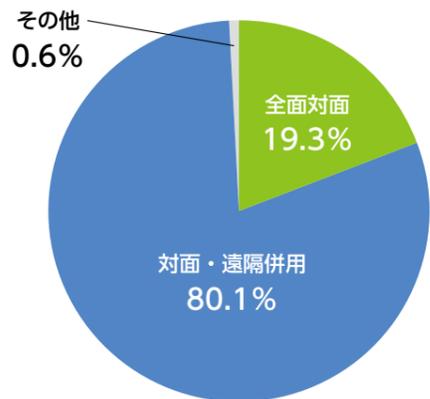
海外では、コロナ禍で、デジタル技術を積極的に活用した、経済的支援や感染状況等の把握・通知、マスクの需給対策といった取組が行われています。デンマークでは、コロナ前から全市民が、行政機関や企業からの通知を受け取る「電子私書箱」や、行政機関からの還付金を受け取る「連絡口座」を保有しており、コロナ対応の給付金手続きでも、これらを用いて連絡申請→入金の一連の手続きがオンラインで完結しています。そのほか、アジアでは韓国、台湾等において、先進的な取組が見られます。

また、コロナ禍で、我が国の教育分野、医療分野においては、遠隔・オンライン教育、オンライン診療等が行われています。

1. 海外におけるデジタルを活用した
コロナ禍対応

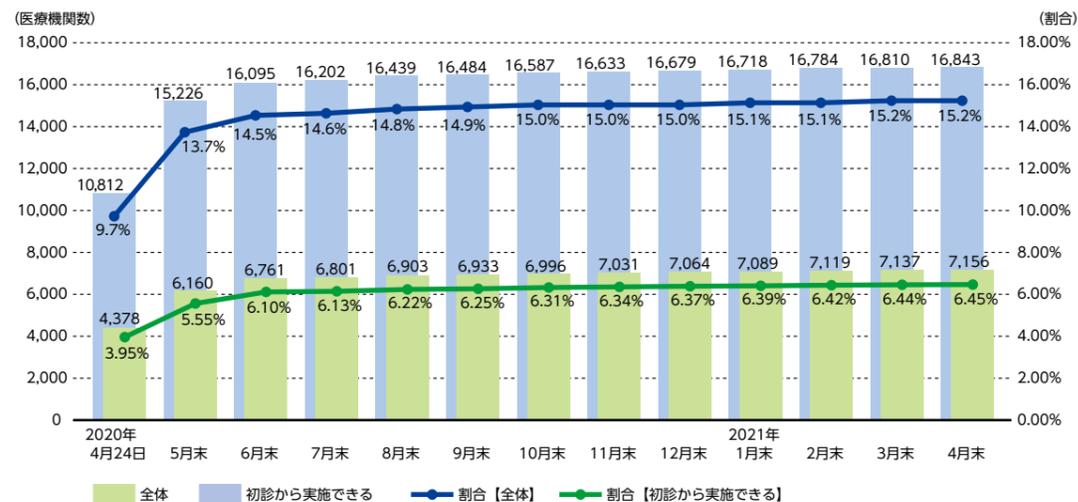
項目	取組の内容
給付金の支給	クレジットカード会社等のサイトから住民登録番号を入力し申請することで、早期に支給を完了。(韓国) 全国民が電子私書箱と政府との連絡口座を登録しており、連絡→申請→入金のプロセスがオンラインで完結。(デンマーク)
マスクの需給対策	マスクの実名購入制を早期に確立し、価格高騰を防止。併せて、マスク販売薬局の在庫データを公開することで、市民の不安や混乱を軽減。(台湾)
感染状況の把握・通知	通信会社が提供した携帯電話のGPS情報から、感染者状況を把握。(韓国)
感染者情報の管理・共有	感染者の発生状況をリアルタイムで、医療機関、保健所、中央政府・地方自治体間で共有。(韓国) 医療情報を一元管理しており、発生初期段階から、リアルタイムで患者数を把握。(デンマーク)

2. 大学等における
授業の実施方針



(出典) 文部科学省(2020)「大学等における後期等の授業の実施方針等に関する調査」を基に総務省作成

3. 電話・オンライン診療の登録機関数

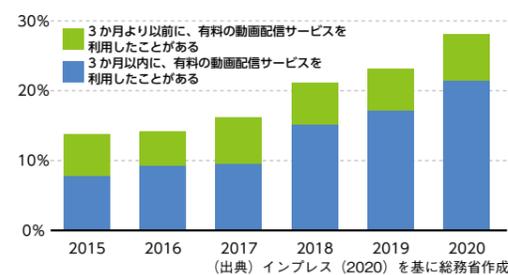


(出典) 厚生労働省(2021)「第15回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」資料

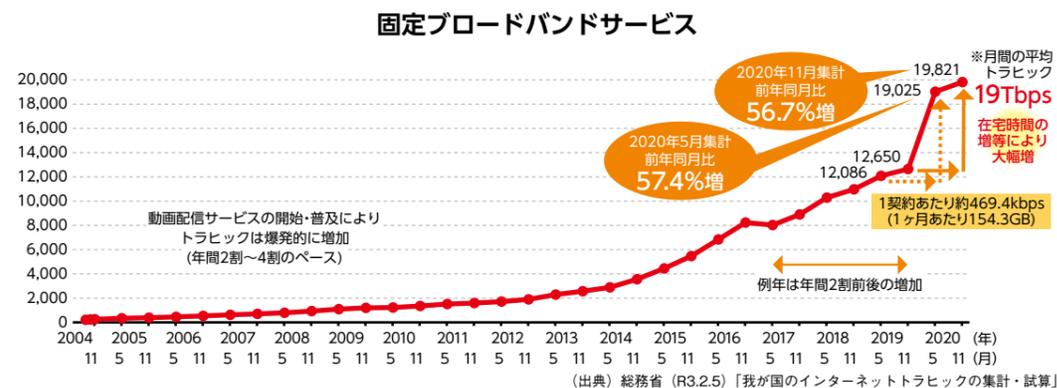
1. ネットショッピング利用
世帯の割合



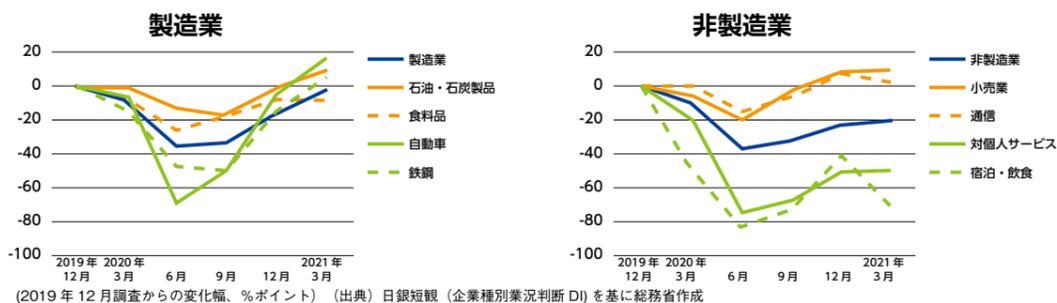
2. 有料動画配信サービスの
利用率



3. インターネットトラフィックの増加



4. 「K字型」経済回復



「コロナ禍における 企業活動の変化」

コロナ禍で、我が国の企業活動においては、10ページで述べた小売・通信や、コロナ禍から回復した海外への輸出増などの追い風を受けた製造業の業績が、全体では回復傾向にあります。また、2020年の上場企業の営業利益（上位10位）は、米国ではGAFAMやマイクロソフトなどデジタル化の追い風を受けた「TECH企業」が大きく増益となっています。我が国ではICT企業等が増益となっています。

コロナ禍の企業活動の変化の典型であるテレワークについては、我が国では、一定程度は定着傾向にあるものの、業種や企業規模、地域によって実施率が差があり、また、緊急事態宣言中は実施率が上昇する一方で解除後は低下しています。総務省の調査では、国民に対して各分野のデジタル化は定着するかと尋ねたところ、「ほとんどが定着する」という回答は消費以外の分野では1割程度となっています。働き方についても、感染症や自然災害への強靱性（レジリエンス）の確保や労働参加の拡大の観点から、テレワーク等のデジタル化の定着が求められます。

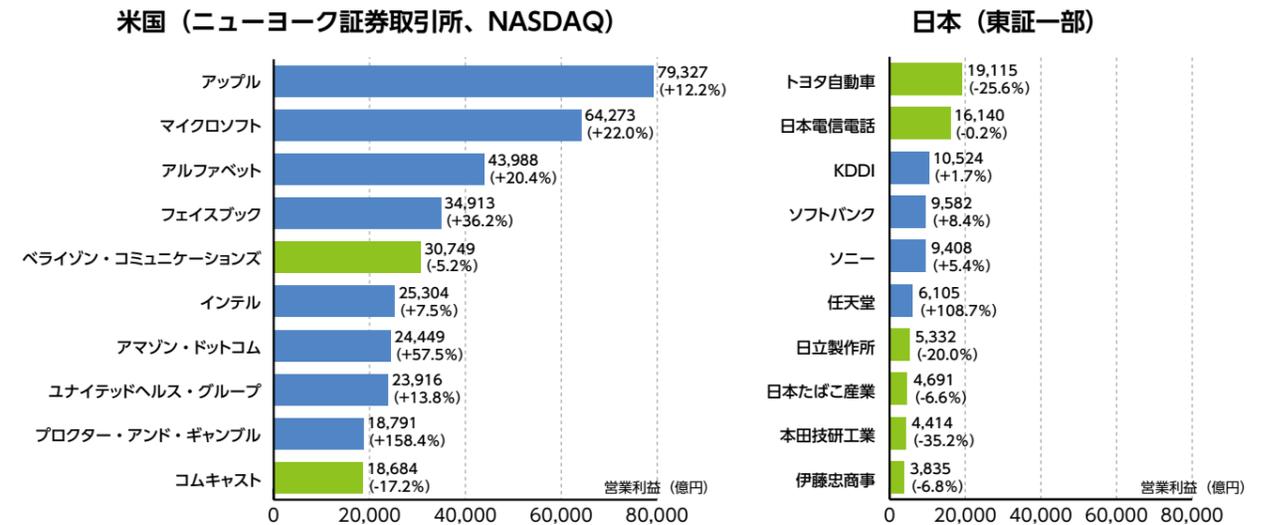
第3章 「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に向けて

今後の我が国においては、感染症や自然災害に対応できる強靱性（レジリエンス）のある社会の構築や、人口減少、産業構造の変化等の社会・経済課題を乗り越えた持続的な成長に向けて、「誰一人取り残さない」社会全体のデジタル化が求められます。

そのため、これまで述べたような、利用者（国民）におけるデジタル活用や供給者（民間企業、公的分野）におけるデジタル化を、戦略的・一体的に進めることが重要となります。

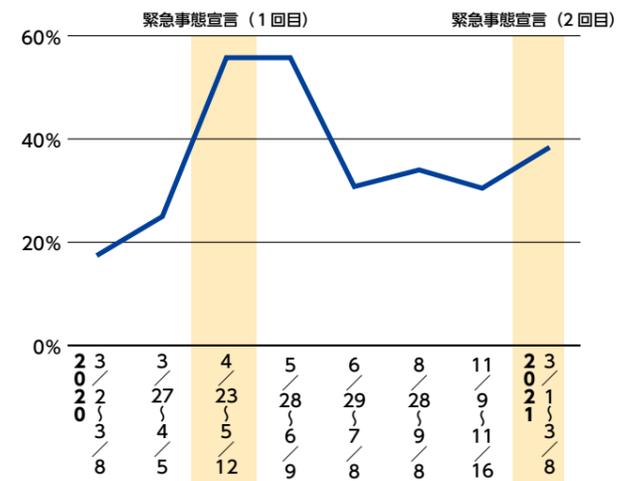
また、その際、第5世代移動通信システム（5G）等の高度な情報通信インフラの整備や、ベース・レジストリの整備、サイバーセキュリティの確保や個人情報の保護といった安全・安心な利用環境の確保、公共デジタル・プラットフォームの整備（IDであるマイナンバーを情報連携のキーとして利用すること、認証基盤であるマイナンバーカードの利便性を高めること、政府情報システムの共通基盤である「ガバメントクラウド」を整備することなど）により、デジタル社会の共通基盤を構築することが重要となっています。

1. 2020年の日米上場企業の営業利益（上位10社）



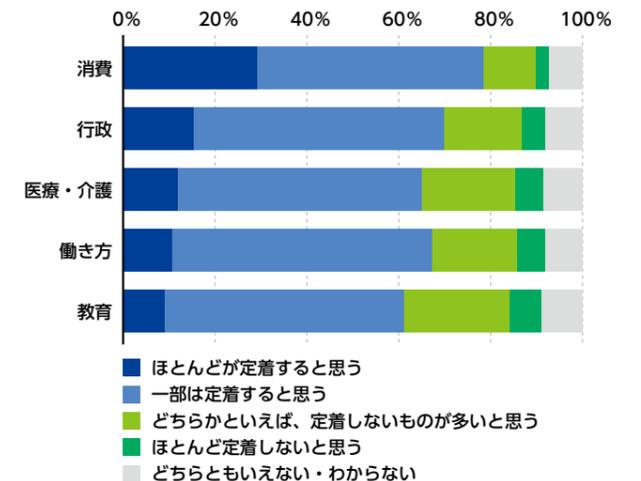
※ 2021年2月10日時点のデータで作成。米国企業の営業利益は、1ドル＝106.8円で換算。括弧内は対前年比。(出典)成長戦略会議資料

2. 企業のテレワーク実施率



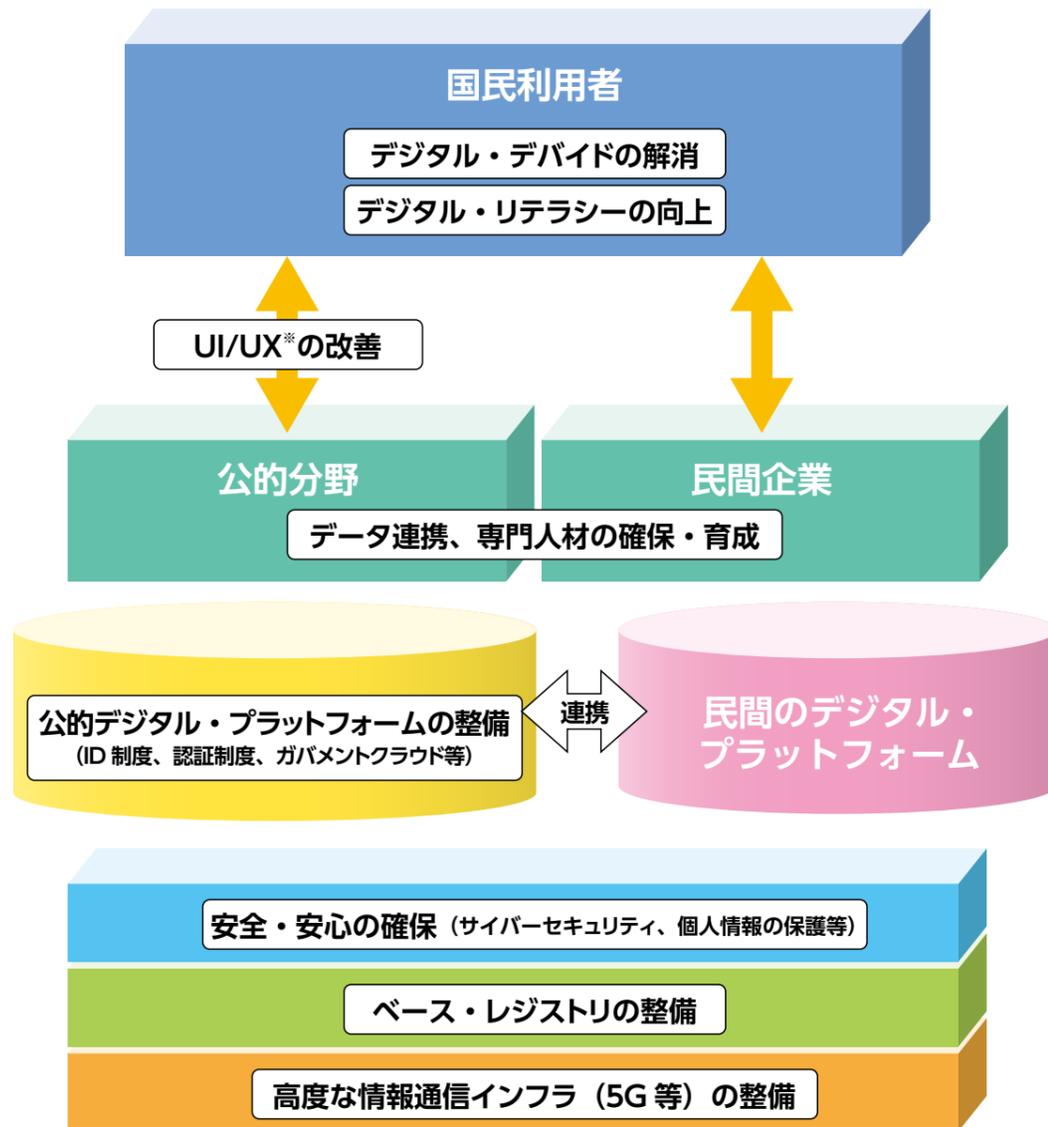
(出典) 東京商工リサーチ「新型コロナウイルスに関するアンケート」調査(第2～6、8、10、14回)を基に総務省作成

3. デジタル化は定着するか (分野ごと)



(出典) 総務省調査

1. 戦略的・一体的に取り組むべき「誰一人取り残さない」デジタル化



※ UI (User Interface: ユーザーインターフェース)、UX (User Experience: ユーザーエクスペリエンス)

(出典) 総務省作成

大津市

滋賀県



ICT（情報通信技術）を活用し、「電子市役所」の取組を進めてきた大津市は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応もあり、市職員へのテレワークの導入を一気に推進しています。



「電子市役所」と テレワークが進むびわ湖を望む古都



日本最大の面積と貯水量のびわ湖。約670km²の面積は滋賀県の約6分の1を占める（上）。比叡山全域を境内とする天台宗総本山、比叡山延暦寺。平成6年、世界文化遺産に登録（下）。



名物 鮎寿司

びわ湖で獲ったニゴロブナを春先に塩漬けにして、夏の土用のころに塩を抜き、ご飯に漬け込む。滋賀の郷土が生んだ健康食。



祭り 大津祭

天孫神社の祭礼。毎年スポーツの日の前々日が宵宮で、翌日の本祭では13基の曳山が「からくり」を演じながら市内を巡行する。



温泉 おごと温泉

「美肌の湯」として知られるおごと温泉は1,200年の歴史を持つとされる湯治の里。湖面を望む露天風呂からの日の出は絶景。



三井寺力餅。その昔、延暦寺の弁慶が三井寺との合戦のとき、戦利品として鐘を引きずり持ち帰った。その怪力にちなみ生まれた名物。



びわ湖をめぐる外輪船「ミシガン」のクルーズ。湖上から見る景色はもちろん、船内では音楽や食事を楽しむ。



うな丼の上に分厚い玉子焼きがのる「きんし丼」。もともとは細く切った錦糸玉子だったが、分厚い玉子焼きが好評でこの形に。



大津絵は江戸時代、東海道筋で旅の土産として売った絵が始まり。鬼の念仏の絵は夜泣きに効くといった民間信仰も生まれた。

北

東にはびわ湖が広がり、西には秀麗な山々が連なる大津市は「近江八景」のうち、瀬田の唐橋や唐崎神社、浮御堂など七景までを有する風光明媚な地です。
滋賀県の県庁所在地である大津市は天智天皇による近江大津宮への遷都以来1350年以上の歴史をもつ古都であり、平成15年には古都保存法に基づく政令指定を受けています。市内には比叡山延暦寺、園城寺（三井寺）、西教寺の天台三総本山や日吉大社、石山寺

Otsu City DATA

人口：34万4,432人
(令和3年7月1日)

面積：464.51km²

市の木：ヤマザクラ

市の花：エイザンスミレ

市の鳥：ユリカモメ

市役所所在地：滋賀県大津市御陵町3-1

「夢があふれるまち大津」を目指して



大津市長 佐藤健司

びわ湖と世界遺産・比叡山延暦寺がある比良比叡の山並みに抱かれた大津市は、豊かな自然と歴史を有しています。これまで受け継がれてきた地域の魅力を市民の皆さんと磨き上げるとともに、子育てや学び、健康など暮らしの満足度を高めることで移住や観光など新たな人を呼び込み「夢があふれるまち大津」の実現を目指します。

などの寺社や史跡が多く、国指定文化財は全国3位の件数を誇ります。
東海道の宿場町、びわ湖の港として栄えた古くからの交通の要衝でもあり、国道1号や名神高速道路、東海道新幹線、湖西線が整備され、西に隣接する京都府などへの通勤者向けの宅地開発も進んで人口が増加し、平成21年には中核市に。湖畔の古都は自然と都市の活力が共存する都市として成長を遂げています。

働き方改革につながる

テレワークの推進

大 津市はインターネットを通じて各種の申請手続きなど取組を積極的に進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、この取組が効果を発揮しており、また企業との打ち合わせなどのために庁内に設けた「ウェブ会議室」



大型ディスプレイや通信環境を整備した「ウェブ会議室」。

の利用も急増しています。そんな大津市は「働き方改革」の一環として令和元年度から、子育てや介護を行う職員などを対象とする在宅勤務（テレワーク）の事業にも取り組んでいます。これまでは65台の専用端末を貸与することで職員の多様な働き方の推進と業務効率の向上に取り組みしてきましたが、昨年度からは対象を全庁規模に拡大、テレワークシステムを介して自宅端末と職場端末をつなぎ、テレワークライセンスを付与するかたちで実施しており、現在約1000人の職員が登録しています。

さらに大津市は今年、市民を対象として、在宅テレワークを行うためのリフォーム工事に対する補助金の制度も始めました。補助対象工事の3分の2（上限10万円）、期間は令和3年7月1日から令和4年2月28日までを予定しています。

良好な環境を守り、伝える歴史まちづくり

良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するために制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づいて進められるのが「歴史まちづくり」です。多くの文化財が残り、様々な伝統行事が引き継がれてきた大津市では、これに取り組みするため、大津市歴史的風致維持向上協議会を



「近畿地方の歴史まちづくりカード（歴まちカード）」。歴史的風致維持向上計画の認定を受けた近畿地方の13都市をPRするため、近畿地方整備局が作成。各都市の象徴的な風景写真や歴史まちづくり情報を紹介するカード型パンフレットだ。



紫式部の「源氏物語」にゆかりがあり、貴重な文献を伝える「学問の寺」として知られる石山寺。計画の策定では、大津市歴史的風致維持向上協議会に委員として参画した。

たちあげ、各地域で歴史と文化を生かしたまちづくりに寄与する活動を行っている団体や文化財所有者に意見を聴き、大津市歴史的風致維持向上計画を策定しました。この計画は令和3年3月に文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の認定を受けました。今後10年間を計画期間として、まちなみ整備などの「歴史まちづくり」を進めていきます。

※歴史的風致：地域における固有のその歴史および伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物およびその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

寄附者の想いとふるさとを結ぶ

ふるさと納税と企業版ふるさと納税

大 津市では、日本三大和牛の一つに数えられる近江牛や、びわ湖の鮎や鮒などの特産品をふるさと納税の返礼品としているほか、市内の事業者の協力のもと、びわ湖での水上アクティビティや町家をリノベーションしたホテルの宿泊プランなど、体験型の返礼品の開

発にも力を入れています。さらに大津市は企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）にも取り組んでいます。これは地域再生法の認定地方公共団体が実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附をした企業が税制上の優遇措置を受けられる制度で、制度の活用を通じ、企業の皆

さまと連携し、大津のふるさと納税のさらなる進展を目指しています。大津市にいただいた寄附は、「子育て世代が満足するまちづくり」「まちの賑わいと地域活性のまちづくり」などの各事業に生かし、夢があふれるまち大津の実現に向けて取り組んでいます。



炭火でじっくりと焼き上げたうなぎの蒲焼き。



大津の市街地にある町家をリノベーションした趣あるホテルの宿泊プラン。



豊かな自然環境と水に恵まれた滋賀県内で飼育された近江牛。



職人の技でじっくりと焼き上げて仕上げた滋賀県産の鮎。



実際の電車の運転が体験できる貴重な機会を提供。京阪電車大津線電車運転体験。



日本最大の湖「びわ湖」で楽しむ水上レジャー体験。

びわ湖の水に関するSDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標）に関して大津市では、平成29年度に庁内に「大津市SDGs推進会議」を設置。令和2年度に策定した「大津市総合計画第2期実行計画」では、総合計画の各施策とSDGsの目標を関連付けて事業を推進しています。

市の独自の取組の一つに「びわ湖産の土」の利用があります。「びわ湖産の土」とは、びわ湖の水を取水し、水道水にする過程で出てくる土とびわ湖で刈り取った水草堆肥を混ぜ合わせたもので、これを市内の花壇などに用いる事業です。

また平成30年には、啓発や情報発信の場とするともに、滋賀の未来をつくる担い手の育成の受け皿にしていこうと滋賀県内の企業や団体が連携して「滋賀×SDGs交流会」を設置しました。

大津市も県内に立地する大学との連携を図っており、立命館大学とは、学生と共同でびわ湖の水に恵まれた大津市の水道を「水の惑星」に見立てた動画「Otsu Water Planet」を企画・制作、動画配信サイトで公開しています。



大津市公園緑地協会が管理する花壇の植え替えに「びわ湖産の土」を用いるボランティア。



水について学べる動画「Otsu Water Planet」。

生活時間から、未来を描く

令和3年

社会生活基本調査

総務省統計局では、都道府県を通じて、令和3年10月20日現在で

「令和3年社会生活基本調査」を実施します。

9月から、調査対象となる地域にお住まいの全ての世帯に調査員が訪問します。

世帯への訪問時期

9月上旬から

- 調査員が調査対象となる地域にお住まいの全ての世帯を訪問し、『令和3年社会生活基本調査のお知らせ』を配布します。



10月上中旬から

- 調査員が調査世帯に調査書類を配布し、調査への回答を依頼します。
- 調査世帯は、調査書類を受け取り、インターネット又は紙の調査票で回答します。



10月下旬から

- 紙の調査票での提出がある場合は、調査員が調査票を回収します。

調査員は都道府県知事が発行した「調査員証」を必ず携帯しています

- 調査員は、都道府県知事が任命した特別職の地方公務員であり、都道府県知事が発行した「調査員証」を必ず携帯しています。
- 調査員が皆様のお宅を訪問し、調査への回答のお願いや、ご記入いただいた調査票の回収や記入状況の確認を行います。



⚠️ かたり調査にご注意ください

- 金銭を要求することや、銀行口座、クレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- 政府の統計調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの都道府県又はコールセンターにお知らせください。

調査への回答方法



調査への回答は、安心のセキュリティ、24時間いつでも都合の良い時間に回答できるなどのメリットがある **インターネットでの回答を、是非ご利用ください!**
(回答はインターネットのほかに、調査票(紙)でも可能です。)

回答いただいた内容が漏れることはありません

- 調査員をはじめとする関係者には、統計法により調査で知ったことを他に漏らしてはいけない義務(守秘義務)と、これに反したときの罰則が定められています。
- 回答いただいた内容を統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。
- 調査により集められた調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護されます。また、提出いただく調査票は、統計の作成後、溶解処分するなど、秘密の保護には万全を期しています。
- インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、SSL/TLSによる暗号化通信を行っています。



調査に関する詳しい情報はこちら

令和3年社会生活基本調査 キャンペーンサイト

社会生活基本調査 検索



統計法に基づき5年に一度実施する、国の重要な統計調査です

この調査は、統計法(国の統計に関する基本的な法律)により特に重要なものとされる「基幹統計調査」であり、調査に回答する義務があります。

わたしたちが、限られた1日の時間をどのように使っているか、また、過去1年間にスポーツ、趣味・娯楽、ボランティア活動、旅行・行楽など、どのような活動を行ったかを調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的としています。

調査をお願いする世帯は無作為に選ばれます

全国の全ての世帯について調査を行うには、多くの費用と時間と人手が必要になります。

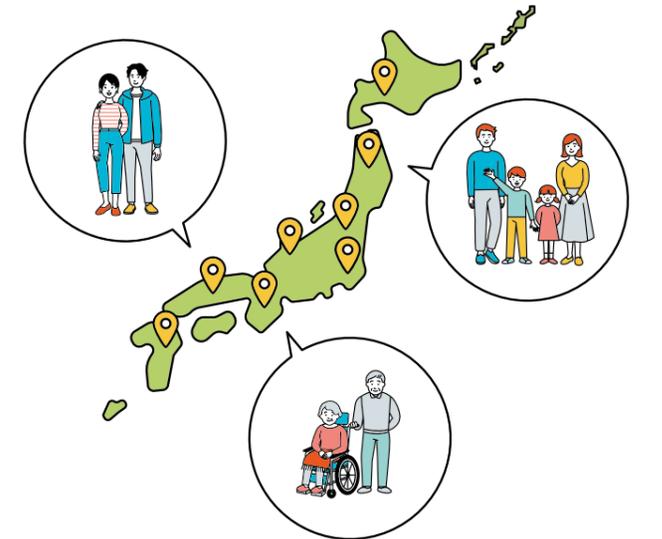
そこで、この調査では統計理論に基づき、一部の世帯を全国から偏りなく選び、調べることによって、日本全体の姿を推計する方法を採用しています。

調査地域は、総務省統計局がコン

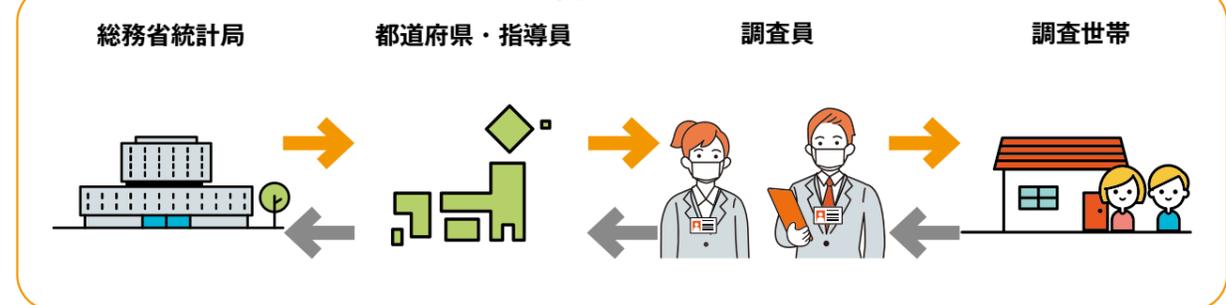
ピュータによって無作為に選ばれます。また、調査世帯についても、こうして選んだ地域の中から無作為に選ばれます。

このような方法により選ばれる世帯は、全国で約9万世帯となり、その世帯にふだん住んでいる10歳以上の世帯員約19万人が調査の対象となります。

調査をお願いする世帯におかれましては、正確な統計を作成するために、調査へのご回答をお願いします。



調査の流れ



敬老の日に「火の用心」の贈り物 住宅防火・防災キャンペーン実施中!

キャンペーン期間：9月1日(水)～9月21日(火)



近年の住宅火災における死者を見ると、65歳以上の高齢者の占める割合が約7割と高水準で推移している状況であり、今後、さらなる高齢化の進展に伴い、高齢者の住宅火災における死者数の割合は増加していくことが予想されます。

総務省消防庁では、住宅火災から高齢者を守るため、敬老の日を中心に毎年「住宅防火・防災キャンペーン」を実施しています(キャンペーン期間：9月1日～9月21日)。

たばこやストーブ、こんろの火が寝具や衣類に燃え移り、火事になることがあります。おじいちゃんやおばあちゃんの布団や枕、バジヤマやエプロンは燃えにくい「防災品」で

高齢者を住宅火災から守るために



防災品を使いましょう

「防災品」であれば、万が一、火災が発生しても、急激に火災が拡大するのを防ぐことができます。寝具や衣類、カーテンやじゅうたん、車やバイクのボディカバーなどにも「防災品」はあります。



住宅用火災警報器などを用意しましょう

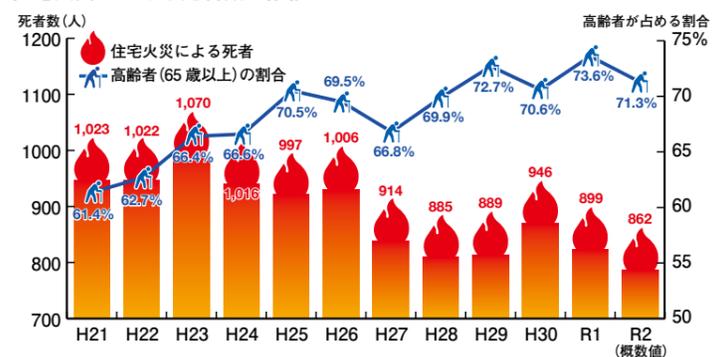
消火器には、小さく軽い「住宅用消火器」や、スプレー式で高齢者でも扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。



逃げ遅れを防ぐために

各自治体の火災予防条例で設置が義務づけられている「住宅用火災警報器」。その電池の寿命は約10年ですが、故障する可能性も考えて年2回程度の定期的な点検が必要です。

住宅火災における死者数の推移(平成21年～令和2年の12年間)



お問い合わせ先

総務省消防庁予防課予防係

Tel. 03-5253-7523

<https://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>



日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律が令和3年9月18日に施行されます

日本国憲法第96条では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています。憲法改正国民投票とは、私たちが憲法改正に関して最終的な意思決定をするものであり、そのための具体的な手続が「日本国憲法の改正手続に関する法律(憲法改正国民投票法)」に定められています。

憲法改正国民投票の流れ

国会

●憲法改正原案の発議

- 衆議院議員 100名以上の賛成
- 参議院議員 50名以上の賛成

●衆参両議院にて憲法改正原案 可決

- 先議の議院 原案の提出を受け、憲法審査会での審査・本会議における可決を経て、後議の議院へ送付します。
- 後議の議院 憲法審査会での審査を経て、本会議にて可決。

●憲法改正の発議

- 国民に憲法改正案の提案がされる。

●国民投票の期日の決定

- 憲法改正の発議後 60日から180日以内。

※具体的な期日は、国会にて議決されます。

1. 憲法審査会での審査
憲法審査会とは憲法改正原案等を審査する常設機関です。両議院憲法審査会の合同審査も可能です。

2. 本会議での可決
衆参本会議にて総議員の3分の2以上の賛成で可決。

憲法改正国民投票法は、平成19年5月18日に公布、平成22年5月18日から施行され、平成26年の改正により、投票権年齢を満20歳以上から満18歳以上に引き下げられています。今回、令和3年6月18日に公布された、共通投票所制度の創設等、投票環境向上のための一部改正法が、同年9月18日に施行されます。

改正内容

1 投票人名簿等の縦覧制度の廃止および閲覧制度の創設

投票人名簿および在外投票人名簿の内容確認手段について、個人情報保護の観点から、従来の縦覧制度が廃止され、新たに閲覧制度が創設されました。

2 在外選挙人名簿の出国時申請制度の創設に伴う国民投票の在外投票人名簿への登録についての規定の整備

※出国時申請：選挙人名簿に登録されている方が国外へ

3 共通投票所制度の創設

投票当日、市町村内のいずれの投票所に属する投票人も投票できる共通投票所を設けることができるようになります。

4 期日前投票事由の追加

期日前投票の事由に、「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」が追加されました。

5 期日前投票所の投票時間の弾力的な設定

転出するため市町村の窓口で転居する際に、在外選挙人名簿への登録の移転を申請することができる。

従来の在外投票人名簿への登録方法に加えて、登録基準日(国民投票期日の50日前)前に在外選挙人名簿の出国時申請を行い、登録基準日の翌日から在外投票人名簿の異議申出期間の開始日の前日(国民投票期日の16日前)までに在外選挙人名簿への登録の移転がされた方も、在外投票人名簿に登録されることとなりました。

6 洋上投票の対象拡大

洋上投票については、便宜置籍船等の船員や実習を行うため航海する学生・生徒も対象となりました。

※洋上投票：外洋を航行中の船員がファクシミリ装置を用いて行う投票

7 繰延投票の期日の告示の期限の見直し

天災等で投票を行うことができないとき、またはさらに投票を行う必要があるときに行う繰延投票の期日の告示について、少なくとも5日前に行うこととされていたものが少なくとも2日前までに行うこととされました。

8 投票所に入ることができる子供の範囲拡大

投票所に入ることができる子供の範囲が、「幼児」から「児童、生徒その他の18歳未満の者」に拡大されました。

広報周知 国民投票運動

●広報周知

○国民投票広報協議会の設置

各議院の議員から委員を10人ずつ選任。憲法改正案の内容や賛成意見および反対意見などを掲載した国民投票広報の原稿や、投票記載場所に掲示する憲法改正案要旨をするほか、テレビやラジオ、新聞などで憲法改正案等の広報を行います。

○総務大臣、中央選挙管理会、都道府県および市区町村の選挙管理委員会

国民投票の方法や国民投票運動の規制、その他国民投票の手続に関して必要な事項を国民に周知します。

●国民投票運動

憲法改正案に対し、賛成または反対の投票をするよう、またはしないように勧誘することを「国民投票運動」といいます。国民投票においては、投票が公正に行われるための必要最小限の規制が定められています。また、国民投票運動は、表現の自由等と密接に関連するため、国民投票運動に関する規制や罰則の適用は、これらの自由を不当に侵害することがないよう留意することとされています。

投票

●投票方法

投票は、憲法改正案ごとに一人一票となります。投票用紙に記載された賛成または反対の文字を○の記号で囲み、投票所の投票箱に投入します。

また、投票に当たっては、期日前投票(投票期日前14日から)や不在者投票、在外投票などが認められています。

開票

●国民投票の効果

憲法改正が国民に承認されるのは、賛成投票数が投票総数の2分の1を超えた場合。

※賛成投票数と反対投票数の合計

●憲法改正の公布の手続

内閣総理大臣は、直ちに憲法改正の公布のための手続をとります。

●投票結果は官報で告示されます。

詳しくは、以下のホームページをご覧ください。
https://www.soumu.go.jp/senkyo/kokumin_touhyou/index.html



令和3年9月28日開講! 「社会人のためのデータサイエンス演習」 受講者募集中

社会人・大学生を対象とした、実践的なデータ分析の手法を学習することができる無料のオンライン講座です。

近年、AIやビッグデータを活用した新たな技術が進展する中、課題解決にあたり「データサイエンス」力のある人材がビジネスのあらゆる現場で求められています。

総務省は、データサイエンス・オンライン講座「社会人のためのデータサイエンス演習」を本年9月28日(火)に開講します。

本講座は、平成28年4月に開講し、これまで延べ約4万9千人に受講していただきました。

行政やビジネスでの活用を想定した講座として、社会人や大学生に向けて、ビジネス上での分析事例を中心に実践的なデータ分析(統計分析)の手法を分かりやすく解説する講座です。

どなたでも無料で受講が可能ですので、是非御活用ください。

(注) 令和2年9月に実施した講座を再び開講するものです。



～「社会人のためのデータサイエンス演習」の内容～

学習時間：1回10分程度×5～6回程度(1週間)×5週

週	各週のテーマ	主な内容
1	データサイエンスとは	データ分析に基づく問題解決プロセスを紹介 ・データサイエンスの将来 ・PPDACサイクルに沿った問題解決の進め方
2	分析の概念と事例	記述統計によるデータの把握と比較の方法について学習 ・Analysis(分析)とは ・1変数の状況の把握(可視化の活用、代表値の活用) ・ビジネスにおける比較(概要、適切なA/Bテストの活用)
3	分析の具体的手法	2変数の関係や時系列データの解釈について学習 ・クロス集計の軸設定と見方 ・散布図と相関の調べ方 ・時系列データの見方
4	ビジネスにおける予測と分析結果の報告	予測と評価や分析結果の報告と解釈について学習 ・回帰分析による予測 ・モデル評価と予測評価 ・分析結果の報告(記述/可視化方法、解釈の注意点)
5	ビジネスでデータサイエンスを実現するために	ビジネスでデータサイエンスを実現するためのポイントについて解説 ・データ分析に基づく問題解決ケーススタディ ・様々な企業で活躍するデータサイエンティスト ・企業でデータサイエンスを実現するためのポイント

～受講の流れ～

受講登録

下記 URL または QR コードから無料で受講登録

講義動画

講師による説明動画でデータサイエンスを分かりやすく解説

確認テストおよび最終課題

各週の確認テストにより理解度を、最終課題により習熟度を確認

修了証の取得

確認テストおよび最終課題の得点率により修了証を取得

受講登録はこちらから



データサイエンス・オンライン講座「社会人のためのデータサイエンス演習」

<https://gacco.org/stat-japan2/>

※ 本講座は、NTTドコモが運用するMOOCプラットフォーム「gacco」を通じて提供します。

※ MOOC(Massive Open Online Courses)とは、Web上で誰でも無料で受講でき、講座終了時には修了証も取得できるサービスです。



MIC レポート

「電話リレーサービス 開始セレモニー」について



電話リレーサービスの初通話をする武田総務大臣



初通話者と武田総務大臣の電話リレーサービスでの会話の様子

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方(以下「聴覚障害者等」といいます。)と聴覚障害者等以外の方との会話を、通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳することにより、電話でつなぐサービスです。

本年7月1日から、聴覚障害者等による電話の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)に基づく電話リレーサービスの提供が、総務大臣から指定を受けた電話リレーサービス提供機関である一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより、開始されました。

これにあわせ「電話リレーサービス開始セレモニー」(主催…電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス、共催…総務省、厚生労働省)が同日オンラインで開催され、武田総務大臣、山本厚生労働副大臣が総務省から出席しました。

菅総理大臣からのビデオメッセージに続き、武田総務大臣から挨拶が行われ、電話リレーサービスの普及により、障害の有無に関わらず、誰もがサービスを享受できる社会となつてほしい旨の発言がありました。

また、電話リレーサービスの利用者との初通話を行い、通訳オペレータを紹介した電話を体験しました。総務大臣からは「サービスを最大限活用いただきたい」との発言がありました。

総務省では、引き続き電話リレーサービスの普及に向けて、周知広報に取り組んでまいります。



リレーちゃん

編集後記

editorial note

9月号をお読みいただきありがとうございます。

今回、「地方のかがやき」で紹介したのは、滋賀県の南西端にある大津市です。

日本最大の面積と貯水量のびわ湖の朝焼けは、写真で見ても絶景です。

その大津市は、「夢があふれるまち大津」の実現のため、ふるさと納税と企業版ふるさと納税で得られた寄附を活用し、「子育て世代が満足するまちづくり」や「まちの賑わいと地域活性のまちづくり」などの様々な施策に取り組んでいます。私も毎年ふるさと納税をしているので、大津市のふるさと納税について調べてみたいと思います。

末尾になりましたが、今回ご協力いただきました皆様には心より感謝申し上げます。

(広報室 D・S)



⚠️ **ご注意ください!**

郵政民営化前に預入された
(2007年(平成19年)9月30日まで)

**郵便貯金の払戻しには
期限があります!**



**お早めに
払戻しのお手続を!**

郵政民営化前 2007年(平成19年)9月30日までにお預けいただいた

定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、

すべて満期を過ぎています。満期後**20年2か月**経つと、

払戻しが受けられなくなります。

**ご家族にも
ご確認を!**



**払戻しが
受けられなく
なる!**

※ 2007年(平成19年)10月1日の郵政民営化以降にお預けいただいた貯金は、この対象ではありません。

満期後にお手続(※)をされ、その手続を行った事実が確認された場合は、満期後20年2か月の経過にかかわらず、払戻しが受けられることもありますので、郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の店舗までお申し出ください。
(※)郵便貯金証書または通帳の再交付に係る請求、印章変更の届出、氏名変更または住所移転の届出

ご不明な点はこちらにお問い合わせください



郵便局の貯金窓口



ゆうちょ銀行の窓口

またはゆうちょコールセンター **0120-108-420** (通話料無料)
●平日/9:00~19:00 ●土・日・休日・12月31日/9:00~17:00
(1月1日~1月3日・5月3日~5月5日は、ご利用いただけません。)

※新型コロナウイルスの影響等により、受付時間に変更になる場合があります。最新の情報はこちらのWebサイトのお知らせページでご確認ください。 <https://www.jp-bank.japanpost.jp/>
※お電話等一部ご利用いただけない場合があります。
※お電話では、郵便貯金に関する個別の状況はお答えできません。

郵政管理・支援機構

(独立行政法人 郵便貯金郵便生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)

詳しくは **郵便貯金 機構**



YouTubeの「独立行政法人 郵便貯金郵便生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構チャンネル」でも動画配信を行っています。

